

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成30年10月11日(2018.10.11)

【公開番号】特開2018-18659(P2018-18659A)

【公開日】平成30年2月1日(2018.2.1)

【年通号数】公開・登録公報2018-004

【出願番号】特願2016-147258(P2016-147258)

【国際特許分類】

H 01 M 2/10 (2006.01)

H 01 M 2/12 (2006.01)

H 01 M 2/02 (2006.01)

【F I】

H 01 M 2/10 A

H 01 M 2/12 Z

H 01 M 2/10 S

H 01 M 2/02 L

【手続補正書】

【提出日】平成30年8月29日(2018.8.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電池モジュールと、

前記電池モジュールを収容する筐体と、

前記筐体に設けられた開口を閉塞する板状の蓋体と、を備え、

前記蓋体は、前記筐体に固定された固定部と、前記固定部から前記開口の周縁部に至るよう延在する延在部と、を有し、

前記延在部は、前記筐体内の圧力の上昇に応じて、前記固定部を起点として前記周縁部から離間するように変形することにより前記開口を開放し、

前記筐体は、前記筐体の内部に向かって凹む第1凹部が設けられた第1側面を有し、

前記第1凹部は、底面と、前記底面と前記第1側面とを接続する第1内壁面及び一対の第2内壁面と、を有し、

前記開口は、前記底面に設けられ、

前記底面は、前記第1内壁面及び前記一対の第2内壁面によって、連続して3方向に囲われている、電池パック。

【請求項2】

前記筐体は、前記第1内壁面と反対側に臨む第2側面を有し、

前記第2側面には、充電コネクタが設けられている、請求項1に記載の電池パック。

【請求項3】

前記第1側面には、前記筐体の内部に向かって凹む第2凹部が設けられ、

前記第2凹部内には、外部部品が設けられている、請求項1又は2に記載の電池パック。

。

【請求項4】

前記延在部は、前記固定部と接続された一端と、前記一端の反対側に位置する他端とを有し、

前記他端は、前記第1内壁面と対向している、請求項1～3のいずれか一項に記載の電池パック。

【請求項5】

前記筐体は、前記筐体が載置された台座部から延在し、かつ、互いに対向する一対の側壁部を備え、

前記一対の側壁部は、前記一対の第2内壁面を有している、請求項1～4のいずれか一項に記載の電池パック。

【請求項6】

電池モジュールと、

前記電池モジュールを収容する筐体と、

前記筐体に設けられた開口を閉塞する板状の蓋体と、を備え、

前記蓋体は、前記筐体に固定された固定部と、前記固定部から前記開口の周縁部に至るように延在する延在部と、を有し、

前記延在部は、前記筐体内の圧力の上昇に応じて、前記固定部を起点として前記周縁部から離間することにより前記開口を開放し、

前記筐体は、前記開口が設けられた第3側面と、前記第3側面に立設された第1壁部及び一対の第2壁部と、を有し、

前記第3側面は、前記第1壁部及び前記一対の第2壁部によって、連続して3方向に囲われている、電池パック。

【請求項7】

前記筐体は、前記筐体が載置された台座部から延在し、かつ、互いに対向する一対の側壁部を備え、

前記一対の第2壁部は、前記一対の側壁部の上端部である、請求項6に記載の電池パック。